

《別添資料》

## 「国が定める利用者負担限度額段階（第1～3段階）」 に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくこととなります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）
- 利用者負担第1・第2・第3段階に該当する利用者とは、おおまかには、介護保険料段階の第1・第2・第3段階にある次のような方です。
  - 【利用者負担第1段階】

生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員（世帯を分離している配偶者も含む）が市町村民税非課税で高齢福祉年金を受けておられる方
  - 【利用者負担第2段階】

所属する世帯全員（世帯を分離している配偶者も含む）が市町村民税非課税で、かつ合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額（平成28年8月より追加適用）の合計所得年金額が80万円以下の方
  - 【利用者負担第3段階】

所属する世帯全員（世帯を分離している配偶者も含む）が市町村民税非課税で、利用者負担第2段階以外の方
- 利用者負担第4段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、一人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第3段階」の利用料負担となります。
- 預貯金等の金額を確認し、次の基準額を超える場合には負担軽減の対象外となります。
  - ・配偶者がいる方：合計 2,000 万円
  - ・配偶者がいない方：1,000 万円
- その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

### 負担額一覧表（1日当たりの利用料）

	食費	療養室のタイプ	
		多床室	従来型個室
利用者負担第1段階	300	0	490
利用者負担第2段階	390	370	490
利用者負担第3段階	650	370	1310